

用語説明

1. 品質管理レビュー制度に関する用語

■ 品質管理レビュー

次に掲げる行為の総称をいう。

1. 監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定する行為（措置及び追加的な措置の決定行為を除いて「通常レビュー」という。）。
2. 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合に適切な措置を決定する行為（措置の決定行為を除いて「特別レビュー」という。）。

■ 品質管理の状況のレビュー

通常レビュー及び特別レビューの総称をいう。

■ 通常レビュー

監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

通常レビューには、定期レビューと機動レビューがある。

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に一度の頻度により計画的に実施するレビューをいう。
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビューをいう。

■ 特別レビュー

監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

■ フォローアップ・レビュー

前回の通常レビュー又は特別レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビューをいう。

■ フォローアップ・レビュー

前回のフォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビューをいう。

■ フォローアップ・レビューの手法

前年度の通常レビューにおける品質管理レビューの結論、改善勧告事項の内容及び重要性の程度等を勘案して、フォローアップ・レビューの手法として「書面」、「聴取」及び「往査」のいずれを採用するかを品質管理委員会が決定する。

フォローアップ・レビューの手法	内容
書 面	レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手しその内容を検討し、必要に応じて電話等により改善措置の状況を確認する手法である。
聴 取	レビューアーが監査事務所から必要な書類等を入手し面談等により改善措置の状況を確認する手法である。
往 査	レビューアーが監査事務所に赴いて、監査事務所が保管する書類等の閲覧及び質問等により改善措置の状況を確認する手法である。

■ 品質管理レビュー基準

監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける品質管理レビューにおいて遵守すべき基準であり、序文、一般基準、通常レビュー、特別レビュー、フォローアップ・レビュー及び会長への報告から成る。

■ 品質管理レビュー手続

品質管理委員会規則に基づき、品質管理の状況のレビューに関する手続を定めるものであり、品質管理委員会規則及び品質管理レビュー基準を品質管理の状況のレビューの実務に適用するための解釈指針を提供するとともに、品質管理の状況のレビューの運用又は実施に必要な手続を定めている。

■ 会長への報告

会則第123条第4項の規定により、品質管理の状況のレビューを実施した結果、「監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合」、又は「監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合」に品質管理委員会がその旨を会長に報告することをいう。当該報告を受けた会長は会則第70条に基づく勧告又は指示のほか適切な措置を講ずる。

会長への報告に該当した場合、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿の登録に関する措置として、品質管理の状況のレビューによる限定事項の概要の開示、又は、上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消しとなる。また、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録の審査に当たり、登録の申請があった監査事務所の登録を認めない。

■ 品質管理レビュー報告書

監査事務所の定めた品質管理のシステムのうち、品質管理の基準に適合していない重要な事項の有無及びレビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務につき、その品質管理のシステムに準拠していない重要な事項の有無について結論を表明する書面をいう。

■ 品質管理レビュー報告書の結論の種類

種類	概要
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項がないと認められ、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項がないと認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

■ 結論の不表明

通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合に、品質管理レビュー報告書に結論の表明をしない旨を記載するものである。

■ 改善勧告書

職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項を発見した場合に、監査事務所に対して改善措置を勧告する目的で作成する書面をいう。

改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について限定事項のない結論が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば作成される。なお、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が表明された場合又は否定的結論が表明された場合には、必ず改善勧告書が作成される。

■ 改善計画書

監査事務所が改善勧告事項に対する実施済み又は実施を計画している改善措置を文書にしたものをいう。

■ 発見事項

品質管理のシステムの不備あるいは運用上の問題が発見された場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、発見事項となり、発見事項記録シートに記載される。

■ 改善勧告事項

発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるため、改善勧告書に記載される事項である。なお、改善勧告事項のうち、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念又は重大な懸念があるものが限定事項となり、限定事項には、品質管理レビューの結論を限定する原因となった事項だけではなく、否定的結論を表明する原因となった事項も含まれる。

■ 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書(クラリティ版報告書)

当協会が、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) におけるクラリティ・プロジェクト (国際監査基準等の各基準における監査上の要求事項と、その適用指針とを明確に区別して理解できるように、手続を明確化すること等) を踏まえ、既存の品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等を新起草方針に基づき改正したものである。適用は段階的に行われ、監査報告関係の6本の監査基準委員会報告書 (カテゴリーA) は、平成24年3月期の監査又は平成23年9月中間期の中間監査から適用が開始され、品質管理基準委員会報告書及びその他の監査基準委員会報告書 (カテゴリーB) は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用されている。

■ 品質管理審議会

審議会長1名 (当協会の元会長) 及び委員6名 (会員外の有識者5名及び会員1名) から組成され、品質管理委員会からの報告を受けて、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行う。また、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会からの報告を受けて、不服申立の手続及び審査が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行う。

■ 品質管理委員会

委員長1名 (当協会副会長) 及び委員10名 (公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名) で組成され、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書・改善勧告書等を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。また、品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会の審査結果の報告 (承認申請) に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。さらに、品質管理レビュー制度における品質管理委員会の職務として、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、措置を決定すること及び品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することがある。

下部組織として品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームがある。

■ 品質管理審査部会

五つの審査部会で構成され、各審査部会は、審査部会長1名及び品質管理審査員4名又は5名（いずれも会員）で組成されている。品質管理レビューの結果等の審査、上場会社監査事務所名簿への登録及び上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項（措置案を含む。）の審査を行い、それらの審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施する。

■ 準登録事務所登録審査部会

部会長1名及び構成員4名（いずれも会員）で組成され、上場会社との監査契約を予定している監査事務所の準登録事務所名簿への登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告、承認申請を実施する。

■ 品質管理特定事案検討部会

部会長1名及び構成員5名（いずれも会員）で組成され、品質管理審査部会が、嚴重注意又は監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告等の審査結果を報告した場合、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、限定事項等の概要の開示の措置、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し等の審査結果を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれらを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。

■ 品質管理の状況のレビューの結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、品質管理レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定される。措置の種類は、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告である。また、特別レビューの結果に対しては、注意又は嚴重注意の措置が決定されることがあるが、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置はなされない。

■ 大手監査法人

レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は専門要員が1,000名以上の監査法人をいう。当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以降のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱う。

■ 大規模な監査対象会社

監査報酬2億円以上又は監査時間2万時間以上の上場会社をいう。

■ 上場会社監査事務所名簿等登録事務所

上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所（本登録事務所）及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所（準登録事務所）をいう。

■ その他の通常レビュー対象監査事務所

品質管理委員会規則第4条の規定に基づき通常レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所以外の監査事務所をいう。

■ 通常レビュー対象会社等

品質管理委員会規則第4条第1項に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等をいう。

■ 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)

IFIARは、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東の52ヶ国・地域の独立した監査監督当局から構成されており、以下を活動目的としている。

- ・監査事務所の検査に焦点を当て、監査の市場環境に関する知識や独立した各監査監督当局の活動の実務経験を共有すること。
- ・監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ・監査の品質に関心を有する他の国際機関との対話のための場を提供すること。

(IFIAR “International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2016 Survey of Inspection Findings March, 2017” page A-1)

■ 上場企業 (Listed PIEs: Public Interest Entities listed on a national securities exchange)

国際会計士連盟 (IFAC: International Federation of Accountants) の倫理規程 (Code of Ethics for Professional Accountants) において、社会的影響度の高い事業体 (PIE: Public Interest Entity) は、以下のとおり定義される。

- ・全上場企業
 - ・法令により、社会的影響度の高い事業体として定義される事業体又は上場企業の監査と同じ独立性の要件を遵守した監査の実施を義務付けられる事業体
- 本年次報告書では、「Listed PIEs」を「上場企業」としている。

■ システム上重要な金融機関 (SIFIs: Systemically Important Financial Institutions)

事業や取引規模が大きく、破綻すると金融システムに大きな影響を与える金融機関のことをいう (IFIAR Report on 2013 Survey of Inspection Findings, 脚注5)。

2. 上場会社監査事務所部会に関する用語

■ 上場会社監査事務所部会

会則第127条に基づき品質管理委員会に設置され、「上場会社監査事務所名簿」、「準登録事務所名簿」、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」及び「名簿再登録制限者管理簿」を備えている。

■ 上場会社監査事務所

上場会社と監査契約を締結している監査事務所をいう。

■ 非上場会社監査事務所

品質管理委員会規則第4条の規定に基づき通常レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社監査事務所以外の監査事務所をいう。

■ 本登録事務所

会則第128条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録を申請し、品質管理委員会における審査（通常レビュー）の結果、登録が認められ、「上場会社監査事務所名簿」に登録されている上場会社監査事務所をいう。

■ 準登録事務所

①品質管理レビュー実施前監査事務所

上場会社との監査契約を予定しているため、会則第128条の2に基づき準登録事務所名簿への登録を申請し、品質管理委員会における審査（書類審査、面談又は往査）の結果、準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所をいう。

②品質管理レビュー実施済監査事務所

上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っていることにより、会則第128条の3に基づき準登録事務所名簿への登録を申請し、品質管理委員会における審査（通常レビュー）の結果、準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所をいう。

■ 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、品質管理の状況のレビューの結果に基づく措置が決定した場合、その措置の種類に応じて、品質管理委員会で審議・決定された会則第131条に基づく次の措置を合わせて講じる。

- ・品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示（一号措置）
- ・上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し（二号措置）

■ 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会

品質管理委員会が決定した上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否及び登録事務所に對する措置等に対して監査事務所が不服申立をした場合、当該申立てを審査するために当協会内に置かれた組織であり、会員3名及び会員外の有識者2名で構成される。

■ 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト

会則第128条に基づき上場会社監査事務所名簿への登録を申請したが、品質管理委員会における審査（通常レビュー）の結果、登録が認められなかった上場会社監査事務所と、品質管理の状況のレビューの結果、会則第131条に基づく上場会社監査事務所名簿への登録の取消しを受けた上場会社監査事務所を一定期間記載するリストをいう。

■ 名簿再登録制限者管理簿

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された場合、又は、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」として指定するが、当該制限者を記載する管理簿をいう。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示されない。

3. 品質管理関係規程に関する用語

<会則>

■ 日本公認会計士協会会則

当協会の目的や事業等について規定したものであり、当協会が必要な措置を行うために規則及び細則を定める際の拠り所となるものである。

<規則>

■ 品質管理委員会規則

会則第122条第4項及び第126条の規定に基づき、品質管理の状況のレビューの実施及び会則第123条第2項第二号の措置並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 上場会社監査事務所登録規則

会則第136条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

会則第137条第12項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 品質管理審議会規則

会則第137条の2第7項の規定に基づき、品質管理審議会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

<細則>

■ 品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則第15条の規定に基づき、品質管理委員会並びに品質管理審査部会、準登録事務所登録審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームの運営に必要な事項を定めた細則である。

■ 品質管理レビューの措置に関する細則

品質管理委員会規則第8条の3第1項の規定に基づき、監査事務所に対して措置を決定する場合の基準を定めた細則である。

■ 上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則第18条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定めた細則である。

■ 上場会社監査事務所部会 登録事務所規約

会則第130条の規定に基づき、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所の義務について定めた規約である。

(参考) 品質管理関係規程の体系

会 則	第 6 章 品質管理レビュー及び上場会社監査事務所の登録		
	第1節品質管理レビュー (第122条～第126条)	第2節 上場会社監査事務所の登録 (第127条～第137条)	第3節 品質管理審議会 (第137条の2)
規 則	品質管理委員会規則	上場会社監査事務所登録規則	品質管理審議会規則
		上場会社監査事務所 登録・措置不服審査会規則	
細 則	品質管理委員会運営細則	上場会社監査事務所登録細則	
	品質管理レビューの 措置に関する細則	上場会社監査事務所部会 登録事務所規約	
	品質管理レビュー基準		
要 領	品質管理実施状況の 報告に関する要領		
	品質管理レビュー手続		
内 規	品質管理レビューツール		

上表の規程の改正承認主体は以下のとおりである。

会 則	総 会
規 則	
細 則	理事会
要 領	常務理事会
内 規	品質管理委員会